

## 国や県による授業料等の支援制度【令和8年度】

### ①高等学校等就学支援金制度及び高校生等臨時支援金制度

- ・家庭の教育費負担を軽減し、高校生等が安心して教育を受けることが出来るようにする制度です。
  - ・令和8年度から所得制限がなくなりましたので、ほぼすべての家庭が対象となります。
- ※手続きの方法については、国や県から通知があり次第お知らせします。

コース	支給金額
国際・特別進学・看護医療	34,000 円
総合進学	32,000 円

### ③秋田県高校生等奨学給付金（授業料以外の教育費支援）

- ・授業料以外の教育費負担を軽減するための制度です。
- ・以下の区分に該当する世帯が対象となります。

世帯状況		支給額（年額）
従来 通り	生活保護（生業扶助）受給世帯	52,600 円
	道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税の世帯	152,000 円
拡充 部分	道府県民税所得割と市町村民税所得割が 105,500 円未満 （目安年収 270～380 万円）	50,670 円
	道府県民税所得割と市町村民税所得割が 105,500 円以上 182,500 円未満 （目安年収 380～490 万円）	38,000 円

### ④入学料軽減補助（入学金支援）

- ・入学金の一部を補助する制度で、入学後の申請になります。
- ・対象世帯：生活保護（生活扶助）受給世帯、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯、天災その他不慮の災害の被災者、家計急変者、その他特別な事情の者

区分	補助額
生活保護（生活扶助）受給世帯 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯	144,350 円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が 257,500 円未満の世帯	69,350 円